



お知らせ

桂川町住宅改修事業補助金制度

お住まいの住宅改修を補助します

国産振興課商工統計係 ☎65・1106

【補助対象者】(①②③④すべてに該当)

- ① 申込日現在、町内に住民登録をしている
- ② 補助の対象となる住宅に居住している
- ③ 対象となる住宅改修に対し、町で実施している他の補助金などを受けない
- ④ 町税等の滞納がない(生計を一にする人も含む)

【補助対象住宅・工事】(①②③すべてに該当)

- ① 町内在住の人が町内に所有し居住する専用住宅・併用住宅の住居部分および集合住宅の専有部分

- ② 「町内の施工業者」および「代表者が桂川町に住民登録している施工業者」が行う改修工事

- ③ 工事が10万円以上(消費税別)で、平成29年3月31日までに完了届を提出できる改修工事

【補助金額】改修工事費用の1割に相当する金額(千円未満切り捨て・上限10万円)

【注意事項】

- ※補助金交付の対象にならない工事もありますので、事前にお問い合わせください
- ※補助金の交付決定前に着工・完了しているものは対象となりません



お知らせ

国民年金学生納付特例

国民年金は「未納」より「学生納付特例」を

国民年金課 国民年金係 ☎65・3301
直方年金事務所 ☎0940・22・0891

国民年金保険料を納めることが困難な学生については、「学生納付特例」の制度があります。在学中は毎年申請が必要です。

【申請受付期間】4月1日～平成29年3月末日

【申請場所】役場住民課または年金事務所

【申請に必要なもの】

- 学生証(コピー可)または在学証明書 ○ 年金手帳または国民年金保険料納付書 ○ 印鑑
- ※ 代理人が申請する場合、代理人の身分証明書と、住所が別の場合は委任状が必要です

【特例対象となる人】①、②どちらも該当する人

- ① 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する学生など(1年以上の課程在籍に限る。夜間、定時制課程や通信課程も含む)

- ② 本人の前年度所得が「118万円+扶養親族等の数×38万円」以下である人

【特例対象となる期間】20歳以上の学生である期間のうち、

- 平成28年度の申請分は、平成28年度末まで
- 過去期間の申請分は、申請が受理された月から2年1ヵ月前まで

「納付」「学生納付特例」「未納」の違い

		納付	学生納付特例	未納
障害者基礎年金・遺族基礎年金	障害者基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間への算入)	○	○	×
	受給資格期間への算入	○	○	×
	年金額への反映	○	×	×

- ※ 障害者基礎年金・遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります
- ※ 保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されますが、2年を過ぎると加算額がつきます
- ※ 追納の際は、年金事務所へお問い合わせください



年金手帳

平成28年度の国民年金保険料額は、
月額1万6,260円です。
(平成28年4月～平成29年3月)

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務づけられています。